

令和8年度 さいたま市

アシスタントティーチャー募集要項



さいたま市教育委員会

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校等において活動する、教員を志している大学生による学習支援ボランティア（アシスタントティーチャー）を募集します。本事業は、児童生徒のきめ細かな学習支援の実現と、参加する大学生の教員となるための意欲や資質を高めることを目的としています。

1 事業主体

さいたま市教育委員会

2 応募資格

次の（１）、（２）の双方を満たす方

（１）教職を目指す大学２年生・３年生・４年生及び大学院生

（２）原則１０日以上かつ３０時間以上活動でき、インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（インターン賠償保険）に加入している学生

3 応募期間

令和８年４月～令和９年１月

4 応募方法

「応募票」をさいたま市教育委員会事務局学校教育部教育課程指導課に郵送又は持参してください。
※浦和大学、共栄大学、聖学院大学、文教大学の学生は大学の担当課に応募してください。

5 面接等

応募受付後、面接日時について電話で通知します。

6 活動場所

さいたま市立小・中・中等教育・特別支援学校等のうち、さいたま市教育委員会事務局が指定する学校

7 活動内容

ア 学習指導（各教科等の授業）の補助

イ 特別な支援を必要とする児童生徒への指導の補助

ウ 教育相談等の補助

エ 実験や実習等の補助

オ 部活動の指導の補助

カ ICT活用の補助

キ その他、学習指導に係る補助等でさいたま市教育委員会事務局が必要と認めたもの
※大学２年生の場合は、原則活動内容「ア」となります。



8 活動時期と時間帯

５月下旬～３月中旬の期間。活動時期と時間帯については、応募票を参照してください。

9 備考

- ・活動校までの交通費は、各自の実費負担となります。
- ・アシスタントティーチャーを活動した記念として、さいたま市のキャラクター「ヌウ」のグッズをお渡しいたします。（活動が単位等となる学生を除く）
- ・活動していただく学校については、さいたま市教育委員会事務局が決定します。なお、趣旨に反する行為や教育活動に支障があると認める時は、お断りする場合があります。
- ・令和８年１２月２５日施行予定の「こども性暴力防止法」について、対応をお願いする場合があります。予めご了承ください。



問 合 せ 先

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課

電話 ０４８－８２９－１６５９

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

E-mail kyoikukateishido@city.saitama.lg.jp